

# LIVE&BAR Room61 利用規程

## ライブ&バー ルームむいち ライブハウス 利用規程

### ■ライブハウス利用規程前文

- ・このライブハウス利用規程は、当ライブハウスが、ライブハウスをご利用頂く方に対し、ライブハウス利用上の約束ごと及び、より良い音楽の創造のために当ライブハウスが提供する役務を明確にする事を目的とします。

### ■第一条 適用範囲

- ・ライブハウス利用者と当ライブハウスとの間で取り交わすライブハウス利用契約は、この規程の定めるところによります。ただし、ライブハウス利用者と当ライブハウスとの間で、この規程に定める各条項について特約を結んだ場合、その特約が優先します。また、この規程成立以前からライブハウス利用者と当ライブハウスとの間で良き慣習が確立されている場合、その慣習を尊重するものとします。

### ■第二条 ライブハウス利用契約の定義

- ・ライブハウス利用契約とは、当ライブハウスが所有するライブハウス及び音響設備それに付帯するサービスを有償でライブハウス利用者に提供する為の契約をいいます。

### ■第三条 用語の定義

- ・この規程で使用される用語は、以下の通りとします。 ライブハウス利用者とは、ライブハウス利用契約を結び利用料を支払う者をいいます。 関係者とは、ミュージシャン、マネージャー、その他ライブハウスを利用する者をいいます。

### ■第四条 契約の申込み

- ・ライブハウス利用者は、下記事項を明らかにして、ライブハウス利用契約の申込みを行うものとします。 ライブハウス利用者、作業内容 利用日、利用時間（開始時刻・終了時刻） ライブハウス料金の支払日、支払方法
- ・ライブハウス利用の申込みをライブハウス利用者の代理人として行う場合、代理人は、その旨明示するものとします。
- ・申込金が定められた場合は、ライブハウス利用者は当ライブハウスとの間で定める期日までに申込金を支払うものとします。申込金は、第十一条第一項のライブハウス利用料に充当するものとします。

## ■第五条 契約の成立

- ・当ライブハウスが、ライブハウス利用者からの申込みを確認し、その使用を受諾したときライブハウス利用契約が成立するものとします。

## ■第六条 契約内容の変更

- ・ライブハウス利用者は当ライブハウスの承諾を得て、ライブハウス利用時間の変更その他ライブハウス契約の変更を行うことが出来ます。
- ・当ライブハウスはライブハウス利用者の承諾を得て、ライブハウス利用時間の変更その他ライブハウス契約の変更を行うことが出来ます。

## ■第七条 ライブハウス利用者の契約解除

- ・ライブハウス利用者は、ライブハウス利用契約成立後、ライブハウス利用契約の全部または一部を解除（キャンセル）することができます。
- ・ライブハウス利用者が第一項に基づき、ライブハウス利用契約を解除（キャンセル）したときは、ライブハウス利用者は、当ライブハウスが別に定めるキャンセル料に関する規定に従うものとします。

## ■第八条 ライブハウスの契約解除

- ・当ライブハウスは、以下の場合ライブハウス利用契約を解除することができます。ライブハウス利用者及び関係者がライブハウス利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあるとき。天災、地震、火事、豪雪など、やむを得ない事由によりライブハウスを利用することができないとき。

## ■第九条 利用規則の厳守

- ・ライブハウス利用者は、当ライブハウスが別に定めるライブハウス利用規則を厳守して、ライブハウスを利用するものとします。
- ・ライブハウス利用者は関係者に対し、ライブハウス利用規定及びライブハウス利用規則を厳守させなければいけません。

## ■第十条 楽器等の預かり

- ・当ライブハウスは、原則として楽器、機材、（以下「楽器等」といいます）の預かりをしないものとします。ただし、当ライブハウスが承諾する場合、ライブハウスの利用期間内に限り、当該ライブハウスの利用に関する楽器等の一時預かりを行うものとします。この場合、楽器等の破損、紛失等については当ライブハウスは、責任を負担しないものとします。

## ■第十一條 料金の支払い

・ライブハウス利用者は、当ライブハウスに対し、ライブハウス利用料をライブハウス利用者と当ライブハウスとの間で取り決めた期日までに支払うものとします。ただし、当ライブハウスが認めた場合はこの限りではないものとします。

## ■第十二條 ライブハウスの故意または過失によるライブハウスの変更

・当ライブハウス側が故意又は過失により、ライブハウス利用者と契約したライブハウスを提供出来ない場合、当ライブハウスはライブハウス利用者と協議の上、ライブハウス利用者に対し、出来る限り同一の条件によるライブハウスの利用時間を設定、または他のライブハウスを斡旋するなど、誠意をもって対処することとします。

## ■第十三条 損害賠償

・ライブハウス利用者は、当ライブハウスに対し、故意または過失により損害を与えた場合、損害を全額賠償するものとします。

・ライブハウス利用者及び当ライブハウスは、損害賠償の額及び支払方法などを決定するにあたり、協議するものとします。

## ■第十四条 忘れ物

・ライブハウス利用者及び関係者の忘れ物があった場合、当ライブハウスは一時保管し、三十日間を過ぎた場合処分することがあります。この場合当ライブハウスは責任を負わないものとします。

## ■第十五条 駐車場

当ライブハウスは、ライブハウス利用者または関係者が利用する駐車場は専用のものがあります。近隣の有料パーキングを使用し、管理については、責任を負担しないものとします。

## ■第十六条 規程に定めのない事項

この規程に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、ライブハウス利用者と当ライブハウスが協議するものとします。

ライブ&バー ルームむいち LIVE&BAR Room61

〒755-0045 山口県宇部市中央町二丁目4番7号 TKビル ルナーレ7F TEL:0836-43-6164

(出演・レンタルお問い合わせは記録保持の観点から原則メールでお願いします。)

<https://room61.live> info@room61.live

ブッキング・店舗管理 責任者：村田 裕一 最終改訂日：2022.1.13

## LIVE&BAR Room61 申込等 使用契約規程

### ライブ&バー ルームむいち ライブハウス 使用契約規程

#### ■お申込み及び手続き

1. 出演に関するすべての約は、12ヶ月前よりお受けいたします。

予約期間は催事開催日より2ヶ月前までとさせていただきます。

催事開催日より2ヶ月未満のご予約のお申し込みは本契約での受付となります。

予約期間を過ぎ本契約に至らぬ場合、予約・出演を取り消すことがあります。

所定の申込書に必要事項を記入の上、提出して下さい。

この時点で契約が成立いたします。なお、仮申込みから決められた期日迄に申込書の提出が無い時は予約・出演を取り消す場合があります。

2. レンタルホール予約の際は催事の目的、内容等をお示し下さい。場合によっては、お断りすることがあります。

3. 催事終了時の請求額については当日現地にてお支払い下さい。

※申込み時に身分を確認させていただきます。身分証(写真付きの証明書)のご提示をお願い致します。

#### ■使用時間の確定

使用時間 10:00～23:00 (13時間) ※未成年の場合は親権者での申し込み(22時退店まで)

1. 使用時間は、契約時に確定していただきます。

2. 使用時間は、設営準備開始から撤去、搬出、清掃後の完全退館までの時間です。

3. 午前10時以前、午後23時以降の延長使用の場合は、いかなる場合にも関わらず、別途定める時間外延長料金を申し受けます。

但し、時間外使用の場合は、事前にホール担当者の承諾を得た場合に限ります。

4. 音楽、演芸、又は観せ物を当店内で公衆に見せ、又は聞かせる行為を行う場合、当店は入場客に入場の条件として1ドリンク当たり500円の飲料販売を行えるものとし、その売上は当店に帰属するものとします。(酒類は成人のみに提供します。)

#### ■キャンセル料について

収集させていただいた個人情報は以下の目的の範囲内で利用いたします。

ホールレンタル

～何日前であっても、契約後のレンタルホールキャンセル料は全額

通常ブッキング(9月18日を予約した場合)

3ヶ月前～2ヶ月前まで：チケット料金の5枚分(6月18日から7月17日まで)

2ヶ月前～1ヶ月前まで：チケット料金の7枚分(7月18日から8月17日まで)

1ヶ月前～当日：チケット料金の10枚分(8月18日から9月18日まで)

十分ご注意のうえ、ご予約ください。公演確定の際は、上記条件を全て承諾したものと致します。

※キャンセルの際、申込書控もお返し願います。

#### ■ホール側の免責事項

1. 不測の事故や災害等により、使用者側の責によらず当店が使用不可能になった場合、費用は一切頂きません。

2. この際の使用者側で発生する損害については補償いたしません。

#### ■申込・使用制限

次の場合は、申込を受付けない、使用契約を取り消し、又は中止させていただくこともありますのでご了承下さい。(その際の損害責任は使用者でご負担いただきます。)

1. 申込書に記載した使用目的や使用規則に反したとき。

2. 使用の権利を譲渡した場合や、転貸したとき。

3. その他、管理上に支障あるいは、不適当と認められるとき。

4. 申込者、主催者が未成年者である場合。

5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員若しくはこれらの関係者あるいは、前述の他これらに類する団体若しくは団体に属している者又はこれらの者と取引のある者が当施設を利用することが判明した時。

#### ■使用前の打合せ

1. 使用当日の遅くとも3週間前迄に担当者とスケジュールやプログラム、会場設営、設備等について詳細に打合せを行って下さい。

2. 使用の際、会場内の施工がある場合は施工図面、音響照明関係図等について担当者と打合せを行って下さい。

3. 当店では音響・照明の乗り込みは可能ですので、都度申し付け下さい。使用期間中はその立会指示のもとに作業願います。

#### ■関係官庁への届け出

1. 入場者の会場内外での安全を図るため必要と思われる場合には、山口県宇部警察署に事前に内容等を連絡し、協力を依頼するようにして下さい。

#### ■諸道具の搬入・搬出等

1. 搬入物の搬入・搬出は、原則として午前10時以降午後23時迄とさせていただきます。

2. 搬入物の搬入・搬出は、使用者側で責任をもって行って下さい。

3. 持ち込み器具・ポスター・看板類は、使用者側の管理のもと終了後は速やかに撤去願います。
4. 搬入物の搬入・搬出は屋上駐車場まで機材車で乗り入れください。
5. 搬入に際しましては担当者に予定を事前にご連絡いただきます。

#### ■清掃および現状復帰

1. 使用後は、使用者側において清掃し、ゴミはゴミ箱へまとめて下さい。
2. 付帯設備等の使用後は、担当者(原)の指示に従い、所定の収納スペースに片付けて下さい。
3. 特別に清掃が必要な場合は事前にお申し込み下さい。実費を負担いただきます。

#### その他

1. 所定の場所以外での喫煙及び飲食はご遠慮下さい。
2. 人員整理、誘導、会場の設備・整理、控室での盗難、事故防止は出演者またはレンタル契約責任者の責任において対処して下さい。
3. 建物、付帯設備へのガムテープ貼り付けや釘打ちは打ち合わせの上で行ってください。又、壁への機材等の立掛けは危険回避のため禁止します。
4. 使用中に会場、その他建物、付帯設備、備品等を破損又は紛失した際には、全ての実費を申し受けます。
5. 使用期間中は、出演者またはレンタル契約責任者は必ず常駐願います。

※その他、使用に関してはホール担当者と協議、相談の上その指示に従って下さい。

ライブ&バー ルームむいち LIVE&BAR Room61

〒755-0045 山口県宇部市中央町二丁目4番7号 TKビル ルナーレ7F TEL:0836-43-6164

(出演・レンタルお問い合わせは記録保持の観点から原則メールでお願いします。)

<https://room61.live/> info@room61.live

ブッキング・店舗管理 責任者：村田 裕一 最終改訂日：2022.1.13